作業服ズボン及び婦人作業服ズボン

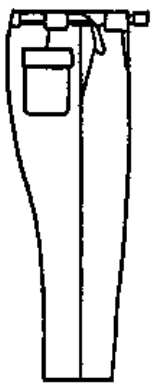

別表第四の図(一)イの作業帽の図を次のように改める。

作業帽

別表第四の図(一)イの短靴の図を削る。

附　則

1　この府令は、平成十二年三月三十一日から施行する。

2　この府令の施行の際現に航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第四(一)イの規定による作業服上衣、作業服ズボン、婦人作業服上衣、婦人作業服ズボン、作業帽及び短靴は、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第四(一)イの規定による作業服上衣、作業服ズボン、婦人作業服上衣、婦人作業服ズボン、作業帽及び短靴とみなす。

省令

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部を改正する省令

○厚生省令第十三号

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二十一条の規定に基づき、社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年二月二十三日　厚生大臣　丹羽　雄哉

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部を改正する省令

（昭和三十六年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条各号列記以外の部分中「十月一日」を「四月一日」に改め、同条第二号中「前事業年度の十月一日から当該事業年度の九月三十日までの間」を「前事業年度」に改める。

第十六条第三号中「の十月一日（四月一日から九月三十日までの間に退職した者については、前事業年度の十月一日）以後」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成十二年度において、共済契約者がこの省令による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則第十四条の規定により提出する届書については、同条第二号中「前事業年度」とあるのは、「平成十一年十月一日から平成十二年三月三十一日までの間」とする。

○厚生省令第十四号

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）第七条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年二月二十三日　厚生大臣　丹羽　雄哉

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則（昭和五十年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（特別区の存する区域にあつては、都とする。以下同じ。）」を削る。

第五条第二項中「（特別区の存する区域にあつては、都知事とする。以下同じ。）」を削る。

附　則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○通商産業省令第十八号

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第十三条及び第十六条の規定に基づき、通商産業省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年二月二十三日　通商産業大臣　深谷　隆司

通商産業省組織規程の一部を改正する省令

通商産業省組織規程（昭和二十七年通商産業省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表関東通商産業局清水通商事務所の項名称の欄中「清水通商事務所」を「東京通商事務所」に改め、同項位置の欄中「清水市」を「東京都」に改める。

第四十四条の三第一項の表関東東北鉱山保安監督部関東支部の項位置の欄中「東京都」を「与野市」に改める。

附　則

この省令は、平成十二年三月一日から施行する。

○通商産業省令第十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）を実施するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十二年二月二十三日　通商産業大臣　深谷　隆司

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二中「㊞」を「署名」に改める。

様式第五備考に次のように加える。

3　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、捺印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第十備考に次のように加える。

4　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、捺印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第十六備考に次のように加える。

3　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、捺印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。